2022年4月1日

文化部運営に関わる規定（中等部･高校共通）

【１】目標

1.学習と部活動を両立する過程において、仲間との友情を育み、指導者との信頼関係を築き、支援されていることに感謝できる態度と姿勢を育成する。

2.文化部は知識と教養を身に着けるとともに、情操教育を育み生活習慣を確立するための適切な指導とともに、人格形成の手法としての指導、練習に心がける。

3.知識偏重にならないようにバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が特技を楽しむことで生活習慣の確立等を図り、生涯にわたって継続可能な特技を身に着け、豊かな生活習慣を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

4.生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

【２】指導上の注意点

1.教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと。生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること。

2.専門的知見を有する教師や近隣住民と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3.部活動時間の効果的活用を図る。

※学期中は、週当たり１日以上の休養日を設ける。（平日もしくは日曜日に、少なくとも１日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）。

※長期休業中の休養日についても、前記に準じた設定を行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

4.平日の下校時間（4月～10月 19:30、11月～3月 19:00・土曜日の下校時間 17:00を厳守する。寮生も同じ）

※大会直前でやむを得ない理由がある場合は「時間外活動許可願い」を提出し学校長の許可を得る。

※許可なく時間外活動を実施した場合、以後の練習を認めない場合がある。

5.年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

6.活動場所の整理整頓と安全点検（部室を含む）を定期的に実施する。

7.試験期間中（試験１週間前より）は学習へ配慮し原則練習禁止とする。試合、発表会等が近くある場合は学校長の許可を得る。

【３】運営

1.各部活動は活動目標を具体的に示し、部員並びに保護者への徹底を図り円滑な活動を行う。

2.部活動に必要な物品の購入や部活動費の徴収については、学校長の許可を得るとともに、保護者への文書による連絡を確実にする。
3.中等部は部活動変更を原則として認めない。中高とも部活動変更届を提出し、保護者、旧顧問、新顧問、担任の了承が得られた場合には変更を認める。
4.部活動への参加状況・活動状況に問題のある生徒について、顧問は学年主任と相談し、担任及び保護者へ連絡し早期対応を図る。
5.土曜授業日は、公式戦及びそれに準ずる大会・コンクール等は公欠として認める。
※高校強化部はこの日の活動が授業出席日となるため、必ず出席確認をする。
自学の時は、半日学習をする。
※高校強化部の３年生は卒業まで、土曜日の活動に参加しなければならない。

【４】施設・備品の管理
1.活動開始前の清掃、終了後の清掃・戸締まり・消灯を確実に行う。
2.施設・備品を大切に扱う。施設破損が認められたら直ちに事務に報告し修繕する。
3.外部団体に施設を貸し出す場合は、各施設の管理者に施設借用願・届を提出させ、学校長の許可を得る。
4.管理責任者…（火元責任・施設管理責任者一覧表に定める）

【５】活動上の諸注意
1.部員は指定された活動に参加し、無断欠席しないように指導する。
2.休日の活動参加の服装は原則として制服とする。ただし、部活動統一のジャージは可とする。
3.対外試合等に参加の服装は原則として制服とする。ただし、部活動統一のジャージは可とする。
4.すべての部活動は傷害保険に加入する。また、本校生徒以外の生徒が参加する活動においては、各部活動で必ず傷害保険(掛け捨て型)に加入すること。
5.活動時間の規定を厳守し、4月～10月 19:30、11月～3月 19:00までに生徒を完全下校させる。※土曜日は 17:00
6.生徒の健康状態を常に観察し、休日、活動時間、運動強度に配慮し、練習計画を立てる。
7.部員は、必ず任意の保険に加入すること。

以上